

令和8年度 マルチスクリーン配信業務委託仕様書

1 件 名 令和8年度 マルチスクリーン配信業務委託

2 配信の目的

売得金の約9割をしめるネット投票者等への情報配信は、売得金の向上や新たなファン層の獲得し、本場入場人員の増加へとつなげるうえで、非常に重要なツールであり、当競馬場で制作しているレース・パドック・オッズ・予想サイト（Youtube）等の多くの情報ツールを効果的に配信することを目的とする。

3 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4 「船橋マルチスクリーン」の対象者

船橋競馬場、場外馬券発売所の来場者及び自宅等でインターネット投票を行っている者

5 実施内容

パソコン、タブレット、スマートフォンにおいて複数の動画画面を同時視聴することが可能なシステムとするとともに視聴者が任意の画面を選択し視聴が可能なものとする。

配信時間、配信画面数（カメラアングル）、独自の画面制作（3画面以上）に関しては、委託者と受託者で協議のうえ決定すること。

詳細仕様は以下の通りとする。

(1) インターネット配信

別添「マルチスクリーン配信日」記載の船橋競馬レース映像等を複数動画画面の同時視聴を可能にするシステムを使用し遅滞なく一般向けに配信すること。

(2) 配信プラットフォーム

配信プラットフォームは受託者が用意することとし、視聴URL及びQRコードを事前に委託者に配付すること。

また、パソコン、タブレット、スマートフォンに通常搭載されているブラウザで視聴できること。

(3) 既存事業者との事前調整及び権利の整理

本企画は委託者が権利を有する、映像素材及び音声素材を利用する際、既存事業者に対し委託者と受託者が協力し調整を行うこととする。

(4) 機器の設置等

受託者は配信に伴い映像機器を設置する場合、競馬開催に支障が無いよう十分注意すること。また委託者は配信が円滑に行われるよう協力する。

(5) アーカイブ配信

配信実施後、委託者の求めに応じてアーカイブ配信を実施すること。なお、実施期間は委託者と受託者協議のうえ決定すること。

(6) 問い合わせ窓口の設置

配信日において、システムの操作方法等にかかる問い合わせ窓口を設置すること。

なお、運営及び開設時間等は、委託者と受託者協議のうえ決定すること。

(7) 実施報告書の提出

業務終了後、実施内容の分かる書類を添付のうえ実施報告書3部を提出すること。

(8) 配信の延期

地震や大雨等の災害の発生、Jアラートの発令等、委託者及び受託者の責によらない理由により、配信が困難な場合委託者と受託者で協議した代替え日に配信日を契約書第10条の規定により延期することとする。

6 秘密の保持

受託者は、業務上知り得たシステムの利用者等の個人情報や本業務についての秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与することはしないこと。

なお、本業務の委託期間終了後も同様とすること。

7 再委託について

本業務の受託者は、業務の全部又は一部について、委託者の承諾なしに他者へ再委託することはできない。

8 費用

「船橋マルチスクリーン」配信にかかる一切の経費は、委託料に含むもの

とする。

9 その他

- (1) 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に準拠して実施すること。
- (2) 受注者は、発注者が要請する場合のほか、必要に応じて、業務遂行のための適切な調整及び検討を行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、委託者、受託者ともに誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとする。